

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告 示**
- 地籍調査の成果について認証した件三件 二二
  - 土地改良区の定款の変更を認可した件二件 二四
  - 自動車専用道路を指定する件 二四
  - 道路の区域を決定する件 二五
  - 道路の区域を変更する件四件 二五
  - 道路の供用を開始する件六件 二七
- 公 告**
- 土地改良区連合の役員が退任した旨届出があった件 二八
  - 県営土地改良事業の工事が完了した件 二八
  - 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 二八

## 告 示

### 福島県告示第二百六十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、南会津町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和六年四月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 調査を行った者の名称  
南会津町
- 二 成果の名称  
南会津町大字中荒井の一部（中荒井第一地区）の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

### 福島県告示第二百六十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、南会津町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和六年四月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 調査を行った者の名称  
南会津町
- 二 成果の名称  
南会津町大字永田の一部（永田第六地区）の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

### 福島県告示第二百六十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、南会津町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和六年四月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 調査を行った者の名称  
南会津町
- 二 成果の名称  
南会津町大字永田の一部（永田第七地区）の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

### 福島県告示第二百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、三春町土地改良区から令和六年三月二十六日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月五日認可した。

令和六年四月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

### 福島県告示第二百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、そうま土地改良区から令和六年三月二十八日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月五日認可した。

令和六年四月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

### 福島県告示第二百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、自動

車専用道路を次のように指定する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で令和六年四月十二日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和六年四月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	指定区間	指定年月日
県道小野富岡線	田村郡小野町大字小戸神字坪毛七六番一地从先から 田村市滝根町広瀬字貝谷二二八番一地从先まで	令和六年四月二二日

(道路計画課)

福島県告示第二百七十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように決定する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で令和六年四月十二日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和六年四月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道神俣停車場小野線	田村市滝根町神俣字梵天川七六番九地先から 田村郡小野町大字飯豊字八幡二二五番一地从先まで	五・〇、 六九・九	四、九〇七・一	

(道路計画課)

福島県告示第二百七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で令和六年四月十二日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和六年四月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の変更後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
県道小野富岡線	田村郡小野町大字飯豊字荒屋敷五二番一地从先から いわき市川前町小白井字将監小屋一一二番一地从先まで いわき市川前町小白井字将監小屋一〇四番一地从先から 同 市川前町小白井字将監小屋一〇七番一地从先まで 田村郡小野町大字小野新町字宿ノ後一二六番一地从先から いわき市川前町小白井	変更前 変更後	A 四・六、 六九・九 B 一〇・三、 三七・一 C 四・六、 一五六・〇 D 六・二、 二八〇・〇	一三、〇八八・二 一〇四・九 八、八二〇・四 一〇四・九 二、八〇九・〇
			C 四・六、 一五六・〇	八、八二〇・四

字将監小屋一〇四番一 地先まで	田村郡小野町大字小戸 神字坪毛七六番一地先 から	田村市滝根町広瀬字貝 谷二一八番一地先まで	D 六・二〇 二八〇・〇	二、八〇九・〇
--------------------	--------------------------------	--------------------------	--------------------	---------

(道路計画課)

**福島県告示第二百七十五号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和六年四月十二日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和六年四月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道吉間 田滝根線	いわき市川前町小白井 字将監小屋一一二番一 地先から 田村市滝根町広瀬字八 幡二〇六番地先まで いわき市川前町小白井 字将監小屋一一二番一 地先から 田村郡小野町大字小戸 神字坪毛一〇三番一地 先まで	変更前 A 四・一〇 四〇・〇	A 四・一〇 四〇・〇	五、九三九・二
		変更後 B 九・六〇 二四七・五	B 九・六〇 二四七・五	九、三二九・二

(道路計画課)

**福島県告示第二百七十六号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和六年四月十二日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和六年四月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三九九号	双葉郡川内村大字下川 内字宮ノ下一三〇番地 先から 同 郡同 村大字上川 内字町分五四八番一地 先まで	変更前 六・〇〇 二九・四	(メートル) 六・〇〇 二九・四	八三四・〇
		変更後 一六・九〇 一〇七・八	(メートル) 一六・九〇 一〇七・八	八三四・〇

(道路計画課)

**福島県告示第二百七十七号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和六年四月十二日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和六年四月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小野 富岡線	双葉郡川内村大字上川 内字町分三四四番一地 先から 同 郡同 村大字下川 内字宮ノ下一三〇番地 先まで	変更前 六・〇〇 二九・四	(メートル) 六・〇〇 二九・四	八三四・〇
		変更後 一六・九〇 一〇七・八	(メートル) 一六・九〇 一〇七・八	八三四・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和六年四月十二日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和六年四月十二日

福島県知事 内堀雅雄

（道路計画課）

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道船引大越小野線	田村市滝根町広瀬字仲寺二二六番 二地先から 同 市滝根町広瀬字幡門場七八番 地先まで	令和六年四月一三日

（道路計画課）

福島県告示第二百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和六年四月十二日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和六年四月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小野富岡線	田村郡小野町大字小野新町字宿ノ 後一二六番一地先から いわき市川前町小白井字将監小屋 一〇四番一地先まで 田村郡小野町大字小戸神字坪毛七 六番一地先から 田村市滝根町広瀬字貝谷二一八番 一地先まで	令和六年四月一三日

（道路計画課）

福島県告示第二百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和六年四月十二日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和六年四月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道矢吹小野線	田村郡小野町大字小戸神字坪毛七 六番一地先から 同 郡同 町大字小野新町字八反 田一八三番一〇地先まで	令和六年四月一三日

（道路計画課）

福島県告示第二百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和六年四月十二日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和六年四月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道吉間田滝根線	いわき市川前町小白井字将監小屋 一一二番一地先から 田村郡小野町大字小戸神字坪毛一 〇三番一地先まで	令和六年四月一三日

（道路計画課）

福島県告示第二百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和六年四月十二日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和六年四月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道吉間田滝根線	いわき市川前町小白井字将監小屋 一一二番一地先から 田村郡小野町大字小戸神字坪毛一 〇三番一地先まで	令和六年四月一三日

県道神俣停車場小野線	田村市滝根町神俣字梵天川七六番九地先から 田村郡小野町大字飯豊字八幡二一五番一地先まで	令和六年四月一三日
------------	------------------------------------------------	-----------

(道路計画課)

**福島県告示第二百八十三号**  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和六年四月十二日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和六年四月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道喜多方会津坂下線	喜多方市豊川町米室字道端五五七七番五地先から 同 市豊川町米室字道端五五四〇番九地先まで	令和六年四月二二日

(道路計画課)

### 公 告

**公告第六十九号**  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員が退任した旨届出があった。  
 令和六年四月十二日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称  
 会津南部土地改良区連合  
 退任した役員  
 役別 氏名 住所  
 理事 高野 源一 会津若松市北会津町西後庵三三〇番地

(農村計画課)

**公告第七十号**  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の三第三項の規定により、皮籠池地区に係る県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業（一般整備型））の工事は令和六年三月十一日完了したので公告する。  
 令和六年四月十二日

福島県知事 内堀雅雄  
(農村計画課)

**公告第七十一号**  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、白河市から県南都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。  
 令和六年四月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書
  - 二 縦覧場所
- 総括図、計画図及び計画書の写し  
 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県南建設事務所企画管理部企画調査課  
 (都市計画課)